



2023年12月号(第9号)
発行/静岡労働基準監督署

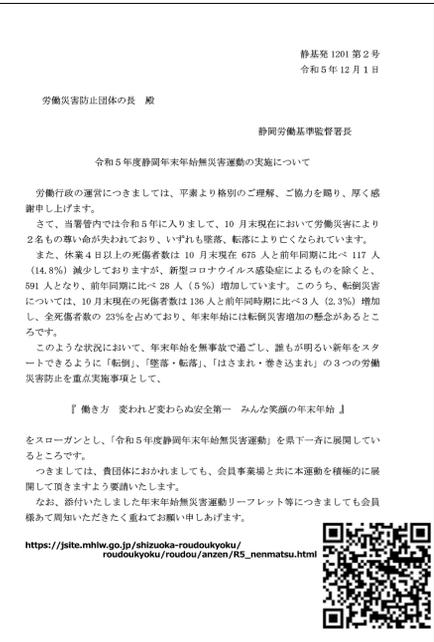
〒420-0858
静岡市葵区伝馬町24-2
相川伝馬町ビル2階・3階
TEL 054-252-8165

令和5年度静岡年末年始無災害運動について

静岡労働局では、令和5年12月1日～令和6年1月15日まで、静岡年末年始無災害運動を実施しています。年末年始は、忙しい中での大掃除や機械設備の保守点検など非常作業による労働災害や、建設工事での工期を踏まえて、進捗を優先した結果の安全対策の不備による労働災害が懸念されます。

静岡労働基準監督署では、管内の労働災害防止団体に対し、期間中における労働災害防止活動に対する取組み強化を要請しました。

また、本年の管内における2件の死亡災害が建設業で発生していることに鑑み、同期間に建設工事現場を重点的に安全パトロールを実施しています。



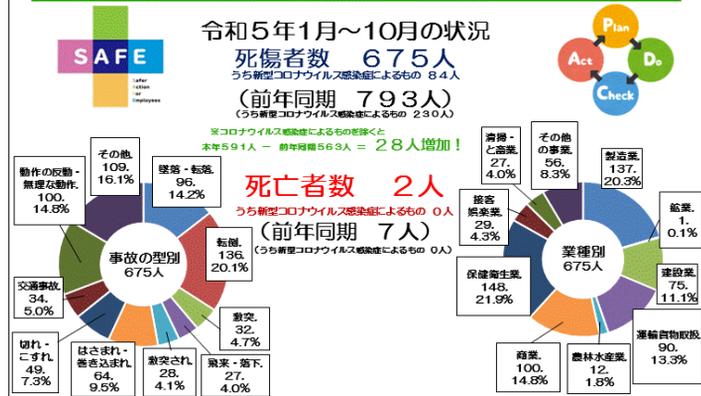
令和5年度 静岡年末年始無災害運動 静岡労働基準監督署

令和5年12月1日～令和6年1月15日

働き方 変われど変わらぬ安全第一 みんな笑顔の年末年始

『令和5年度スローガン 建設業労働災害防止協会 静岡県支部 (株式会社グロージオ) 鍋島五和次 さん』

- △重点実施項目▽ ぬれた場所 かいだん かたづけ 毎日運動
- ☆転倒災害の防止「静岡労働局 ぬかづけ運動」
 - ☆墜落・転落災害の防止
 - ☆はさまれ・巻き込まれ災害の防止
 - ☆非常時作業における災害の防止
- ▽共通対策△-
- (1) 経営トップの参加の下に、職場巡視による総点検の実施
 - (2) 4S (整理、整頓、清掃、清潔) 活動の徹底
 - (3) 非常時作業における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
 - (4) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進



於 建設業労働災害防止協会静岡県支部静岡分会 様



於 小雀・平井特定共同建設工事共同企業体 様

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

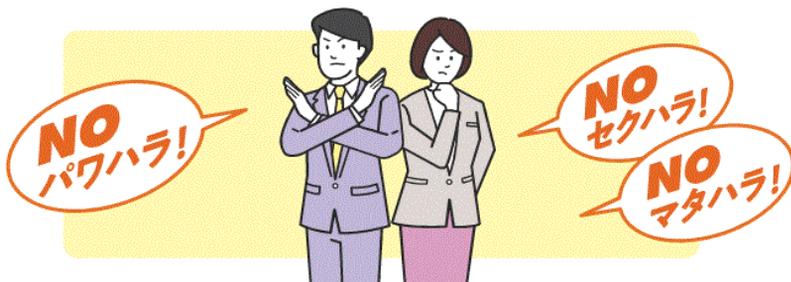
職場のハラスメントの相談は、総合労働相談コーナーで行えます。
オンライン簡易セミナーを実施します。

職場のハラスメント防止は、企業の義務です！

パワーハラスメント防止対策は事業主の義務に！ セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化！

令和元年に改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントについて防止措置を講じることが事業主に義務付けられました。併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法も、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、防止対策の強化が図られました。

事業主の方は、実効性のあるハラスメント防止対策を講じてください。また、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。



1. パワーハラスメント防止対策の法制化(労働施策総合推進法)

- ①事業主に、パワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講じることが義務付け
- ②事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③パワーハラスメントの具体的な定義や事業主が講じる雇用管理上の措置の具体的な内容を定めるため、厚生労働大臣が「指針」を策定(指針に定められている具体的な措置の内容は、5ページ参照)

職場における「パワーハラスメント」とは

職場において行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的に見て、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。

2. セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化

- ①セクシュアルハラスメント等に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化
- ②事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③自社の労働者等が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応 等

出典：https://www.no-harassment.lmhfw.go.jp/pdf/pawahara_gimu.pdf

労働に関するトラブルの解決を、労働局が**無料**でサポート
お悩みやお困りごとがある方は、**総合労働相談コーナー**にお気軽にご相談ください

◆静岡労働局と各労働基準監督署に設置された総合労働相談コーナーでは、労働者、事業主が抱える仕事・職場でのトラブル相談を、無料で受け付けています。

皆さまから寄せられる相談例

- ▽アルバイト先の店長から、毎日怒鳴られて辛い。
- ▽アルバイトを辞めると店長に伝えたところ、代わりを探してこいと言われ、辞められない。
- ▽上司から、給料を半分にすると言われたが、生活があるため断回してほしい。
- ▽社長から急に解雇と言われて困っている。解雇を撤回してほしい。
- ▽社員からパワハラについて相談があったが、どのように対応すべきかわからない。

■総合労働相談(匿名可・秘密厳守)
労働者と事業主とのトラブルの中には、法律などを知らないことや誤解していたことによって発生しているものもよく見られます。そのため、労働問題の専門家に相談することで、トラブルの未然防止や早期解決につなげることができます。匿名でもご相談いただけます。秘密も守ります。

■労働局員による助言・指導(匿名不可)
労働者と事業主とのトラブルについて、トラブルの問題点を指摘し、解決の方向を示すことで話し合いを進め、解決に導きます。

■労働争議調整委員会によるあっせん(匿名不可)
労働者と事業主とのトラブルについて、公正・中立な労働の専門家(弁護士などが調整を行い、話し合いを進めることで紛争の解決を図ります。

名称	所在地	電話番号	相談時間
静岡 総合労働 相談 コーナー	静岡市 葵区伝馬町 24-2 相川伝馬町 ビル3階 静岡 労働基準監 督署内	054- 686- 1788	平日9:30 ~17:00 (除12/29 ~1/3)

働き方改革関連法 「オンライン簡易セミナー」のご案内

静岡労働局では、働き方改革に関連する制度について、企業様のより良い職場環境づくりを応援するため、**テーマ別に、法令解説・実務に寄り添ったポイント解説の簡易セミナー**を開催します。
ビデオ会議ツール「Zoomウェビナー」を使用したオンライン形式です。

開催日：令和5年12月19日(火)

◆10:00~10:30

テーマ【職場のハラスメント対策①】

対応事例

~セクシュアルハラスメント、
パワーハラスメント編~

こんな時どうする?相談事例をおとして
「職場の相談窓口」としての適切な対応方法等を知り、
自社のより良い職場環境づくりに活かせましょう!

■申し込み方法 申込受付開始：令和5年11月20日(月)~(最大300名様)

下記の申込フォームから、必要事項を入力して登録してください。

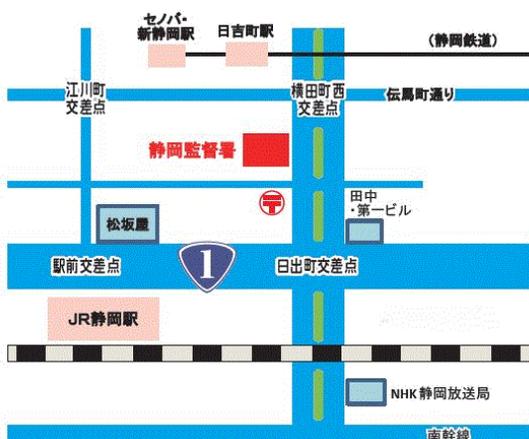
申込フォームリンク先
→https://zoom.us/webinar/register/WN_wQZTrhobRlmuG34NLDfO7g



12月は職場のハラスメント撲滅月間です!



静岡労働基準監督署へのアクセス



- JR静岡駅より徒歩約10分
- 静岡鉄道日吉町駅より徒歩約5分
- 申し訳ありませんが、駐車場がございません。公共交通機関をご利用ください。

編集後記

師走に入りましたが、慌ただしい中でも、慌てずに行動して、交通事故やケガに注意しましょう。『注意一瞬、ケガ一生』